

東峰村共催、協賛及び後援に関する要綱

令和5年12月1日
東峰村告示第41号

(趣旨)

第1条 この告示は、学校、ボランティア団体またはその他の団体（以下「団体等」という。）が主催者となって公共性の高い事業を実施する際に、村が共催、協賛又は後援（以下「後援等」という。）の承認を行う場合の基準及び手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 共催 団体等が主催する事業等に対して、村がその趣旨に賛同し、ともに事業等の主体となって行うことをいう。
- (2) 協賛 団体等が主催する事業等に対して、村がその趣旨に賛同し、人的支援、物的支援、経済的支援、その他直接事業に対して支援を行うことをいう。
- (3) 後援 団体等が主催する事業等に対して、村がその趣旨に賛同し、いずれの支援等も伴わないが、村の名義を使用させることにより、奨励の意思を表明することをいう。

(対象団体)

第3条 後援等を申請できる団体は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国、地方公共団体又は公共的団体
- (2) 公益法人その他これに準ずる団体（政治的活動及び宗教活動を行う団体を除く。）
- (3) 学校又は学校の連合体
- (4) 村民の生活の向上、健康の増進、地域経済及び教育、文化、スポーツの振興に関する団体で、規約、事務局、役員、組織及び活動内容等が整備されている団体
- (5) その他特に村長が適当と認める団体

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び暴力団若しくは同条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と密接な関係を有するもの又は暴力団員が役員となっている団体については、後援等の対象としない。

(対象事業)

第4条 後援等の申請ができる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 目的、内容及び主催者が明確であること。
- (2) 学術、教育、文化、スポーツ等の普及・振興に寄与し、公益性が認められること。
- (3) 営利、商業宣伝等を主たる目的としないこと。
- (4) 政治的活動、宗教的活動でないこと。

- (5) 広く村民一般を対象とし、村内又は近隣の地域で開催すること。ただし、村長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (6) 法令又は公序良俗に反する恐れがないこと。
- (7) 公衆衛生、災害危険防止等の対策が十分に講じられていること。
- (8) その他、後援等にあたって村長が特に必要と認めること。

(申請)

第5条 後援等の申請をしようとする団体等（以下「申請者」という。）は、東峰村後援等申請書（様式第1号）に、事業計画書、事業収支予算書その他必要な書類を添えて、原則として当該事業開催日の1月前までに村長に申請しなければならない。

(承認)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、許可又は不許可を決定し、後援等可否決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。この場合において、必要に応じて関係書類の提出を求め、承認にあたっては条件を付すことができる。

(内容変更の届出及び後援等の取消し)

第7条 後援等の承認を受けた者は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに村長に届け出なければならない。

2 村長は、次のいずれかの場合に後援等の承認を取り消すことができる。

- (1) 前項の規定による届出を怠った場合
- (2) 申請者が第3条第2項に掲げる団体であることが判明した場合
- (3) 申請内容と実際の事業内容に虚偽又は著しい相違がある、又はあったことが判明した場合

3 前項の規定により後援等の承認を取り消した場合において、当該承認を取り消された団体等に損害が生じた場合であっても、村はその責めを負わない。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、後援等の実施に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。